



第1章

序論

第1章では、都市計画マスタープランの目的や役割などの概要及び、新潟県や上越市の計画との関係についてまとめています。

1 都市計画マスタープランとは	6
2 策定のねらい	6
3 計画の位置づけと役割	7
4 計画の目標年次	8
5 計画の対象	8
6 計画の構成	9

第1章 序論

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

都市計画マスタープランは、都市計画法の第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

長期的に目指すべきまちの将来像と、その実現に向けた都市づくりの方針を示す計画です。

2 策定のねらい

社会経済情勢などの変化を踏まえ、上越市が長期的に目指すべきまちの姿を示すため、新たな都市計画マスタープランを策定します。

上越市では、市町村合併や産業立地に伴う環境の変化や、厳しい財政状況に直面するなど、まちづくりを進める上で踏まえるべき様々な変化が起こっています。

また、人口減少・少子高齢化が進むなか、市民の価値観や居住ニーズも多様化しています。

これらの社会経済情勢などの変化に対応し、長期的に目指すべきまちの姿を示すため、新たな都市計画マスタープランを策定します。

3 計画の位置づけと役割

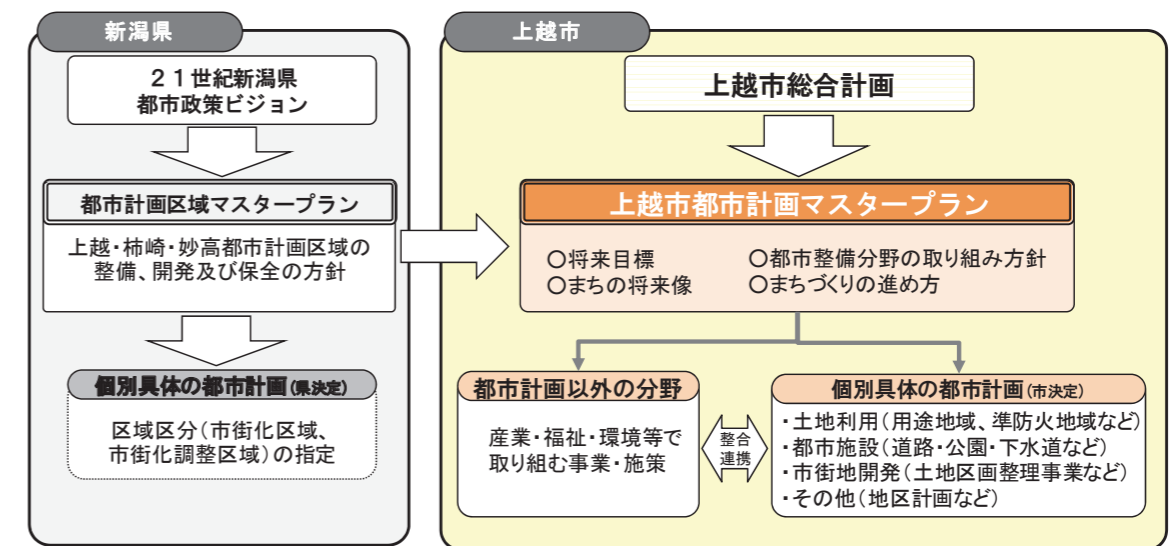
都市計画マスタープランは、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や上越市の上位計画である「総合計画」に即し、まちの将来の姿や具体的な整備方針を定めるものです。

都市計画マスタープランでは、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や、上越市の上位計画である「総合計画」に即し、目指すべきまちの姿を具体化し、主に「都市基盤分野」の整備方針を定めます。

都市計画マスタープランは、都市計画区域*における土地利用や都市施設*の整備などの計画決定・変更の指針として活用します。

また、「総合計画」が掲げる将来都市像を実現するため、産業や医療などの各分野において様々な関係法令や関係計画が定められ、農地や森林の保全、都市計画区域外の集落の維持などについても取り組まれています。

このことから、都市計画マスタープランでは、関係法令や関連計画との整合・連携を図りながら分野横断的なまちづくりの方向性や取組についても示しています。



都市計画マスタープランの位置づけ

4 計画の目標年次

目標年次：平成 46 年度（2034 年度）
 （計画期間：平成 27 年度から平成 46 年度）

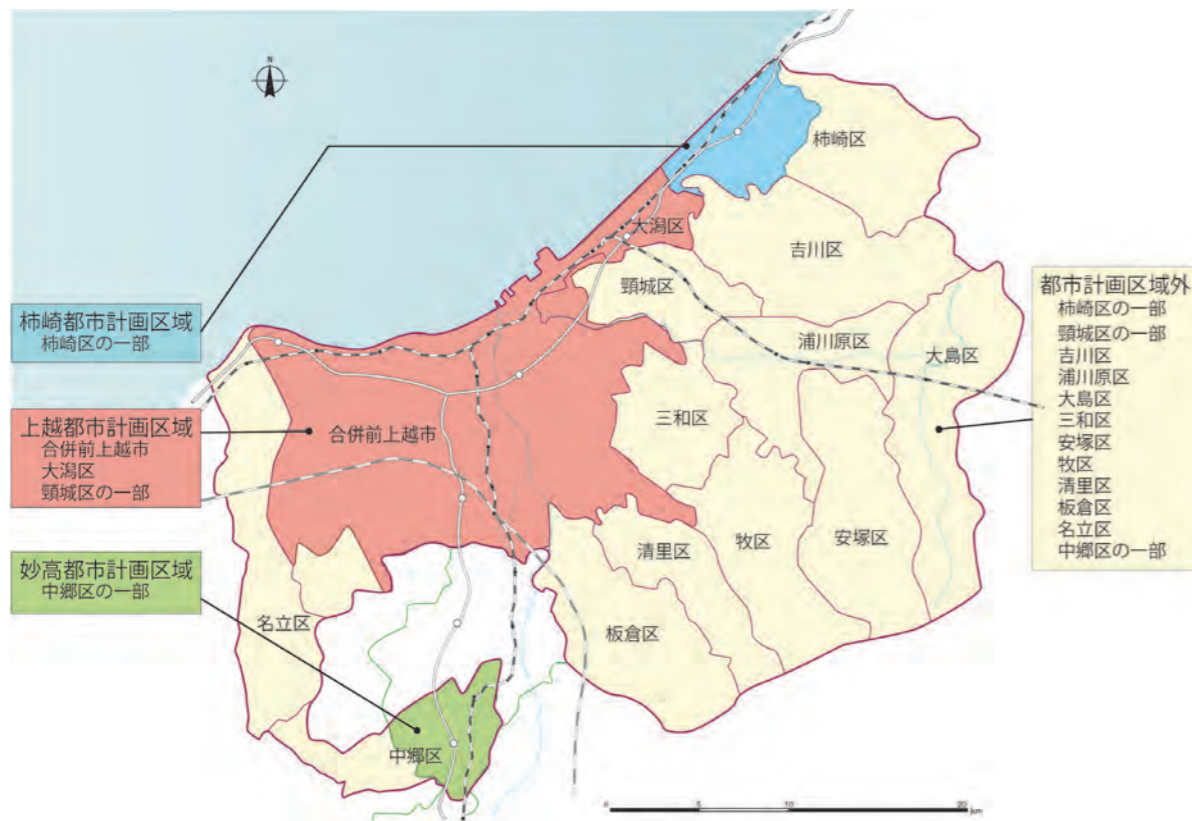
都市計画マスタープランは、概ね 20 年後のまちの将来の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を示すものです。そのため、目標年は平成 46 年度としています。

5 計画の対象

市域全体を対象とします。

人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応し、将来にわたり住み続けられるまちを目指す上では、市域を一体的に捉えた土地利用や都市整備の方向性を示す必要があります。

このため、都市計画マスタープランの対象地域は、都市計画区域*の有無にかかわらず市域全体とします。



計画の対象(市域全域)

6 計画の構成

都市計画マスタープランは、

- 上越市のまちづくりの将来の姿や分野別の方針を示す「全体構想」
 - 上越市を構成する地域ごとにまちづくりの方針を示す「地域別構想」
 - 都市の将来像の実現に向けた体制や方法を示す「実現化方策」
- などにより構成されます。

